

令和4年度与党税制改正大綱について

本日、「令和4年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正は、新型コロナ対策と経済再生の両立が求められる中において、大変なご尽力をいただき取りまとめられたものであり、取りまとめにあたられた与党関係者の皆様に心から敬意を表するものである。

固定資産税については、評価額が上昇している商業地等に係る負担調整措置において、課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とする措置を講じるとされた。

昨年度の税制改正においては、評価額の上昇している全ての土地の税額を据え置く臨時・異例の措置が講じられたが、これは令和3年度に限ったものとして、令和4年度以降は既定の負担調整措置を行うことと受け止めていたことから、住宅用地はその方針とされたものの、この度の新たな特例措置は、極めて遺憾なものと言わざるをえない。

固定資産税の負担の均衡化を遅らせることは、税負担の公平性を保つ観点からの問題とともに、感染症の影響を受け真に支援の必要となる者だけでなく、一律に税を軽減することになるという問題もはらんでいる。

我々町村は、現在、新型コロナウイルスの感染防止対策や疲弊した地域経済の立て直しに懸命に取り組んでいるところであるが、税源が極めて乏しい中で、固定資産税はかけがえのない基幹税であり、税負担の公平性の堅持はもちろんのこと、その時々の方針に左右され、不安定な財政運営を強いられることは絶対に避けなくてはならない。

今回の措置は令和4年度限りとし、令和5年度は既定の負担調整措置を確実に実施し、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うことのないよう強く求めるものである。

ゴルフ場利用税については、引き続き現行制度が堅持されることとなり、改めて関係者の皆様のご尽力に感謝申し上げます。本税は、ゴルフ場所在町村における極めて貴重な財源であり、将来にわたり現行制度が堅持されるよう求めるものである。

また、地方拠点強化税制について、延長と拡充が決定されたことは地方創生に取り組む町村の後押しになるものと感謝申し上げます。

本会は、今後とも地域の自立性・自主性の向上のため、地方税の充実確保と併せて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を求めていく。

令和3年12月10日

全国町村会長
荒木 泰 臣